

京都大学大学院情報学研究科の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(専攻及び講座)</p> <p>第6条 情報学研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>知能情報学専攻 生体・認知情報学講座、知能情報ソフトウェア講座、知能メディア講座、生命情報学講座</p> <p>社会情報学専攻 社会情報モデル講座、社会情報ネットワーク講座、生物圏情報学講座</p> <p>複雑系科学専攻 応用解析学講座、複雑系力学講座、<u>複雑系構成論講座</u></p> <p>数理工学専攻 応用数学講座、システム数理講座、数理物理学講座</p> <p>システム科学専攻 人間機械共生系講座、システム構成論講座、システム情報論講座</p> <p>通信情報システム専攻 コンピュータ工学講座、通信システム工学講座、集積システム講座</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、情報学研究科の専攻に協力講座を置くことができる。</p> <p>3 協力講座に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(専攻及び講座)</p> <p>第6条</p> <p>(同 左)</p> <p>複雑系科学専攻 応用解析学講座、<u>複雑系力学講座、<u>応用数理学講座</u></u></p> <p>(同 左)</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p>